

Go レミット新生海外送金サービス 個人番号（マイナンバー）について

2016年1月1日以降、Go レミット新生海外送金サービスをご利用いただくお客様は個人番号（マイナンバー）のご提供が必要です。

Go レミット新生海外送金サービスご登録完了時期によって必要な手続きが異なります。ご確認をお願いします。

※特許事務所のお客様はご契約者様の個人番号（マイナンバー）のご提供が必要になります。個人の欄をご確認ください。

※特許業務法人のお客様は法人の欄をご確認ください。

【個人のお客様】

Go レミット新生海外送金サービス 登録完了日	お取引及び個人番号（マイナンバー）について
2015年12月31日以前	送金可能。 個人番号（マイナンバー）をご提供いただいていないお客様には、後日、個人番号（マイナンバー）のご提供をお願いする予定です。 2019年1月1日以降、個人番号（マイナンバー）をご提供いただいていないお客様は、Go レミット新生海外送金サービスをご利用いただけません。
2016年1月1日以後	新規お申込時に個人番号（マイナンバー）のご提供が必要になります。 個人番号（マイナンバー）をご提供いただけない場合、Go レミット新生海外送金サービスの新規お申し込みは完了できません。

【法人のお客様】

Go レミット新生海外送金サービス 登録完了日	お取引及び法人番号について
2015年12月31日以前	送金可能。 法人番号をご提供いただいていないお客様には、後日、法人番号のご提供をお願いする予定です。 2019年1月1日以降、法人番号をご提供いただいていないお客様は、Go レミット新生海外送金サービスをご利用いただけません。
2016年1月1日以後	新規お申込時に法人番号のご提供が必要になります。 法人番号を提供いただけない場合、Go レミット新生海外送金サービスの新規お申し込みは完了できません。

制度の詳細については、以下のサイトをご覧ください。

全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/8188/>)

内閣官房ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)